風力発電の低周波による健康被害について

定例議会毎の恒例になりましたが、これで24回目の風力発電被害の報告と訴えになります。

年4回の定例会で6年間ですから24回です。

知人や周囲の人からは、よくも毎回、書くことがあるものだ、と、私の発言、発信量に驚かれることがあります。しかし被害者にとっては生死をかける問題ですのでね。

私自身、これほどまでに低周波被害の実態を勉強して、汐見文隆医師や、音響学、振動学の研究者たちの指導を受けて、詳しく、そして深く、のめりこむことになろうとは思ってもみませんでした。

今、全国的に風力発電の建設計画のある地域では、反対運動が盛んに行われています。

インターネットニュースに出ていますので、確認していただければと思います。

被害の実態、メカニズムなどが、徐々にではありますが、人々の関心事となって、広がっています。

反対運動の根拠として、由良町の風力発電被害は、ことに有名です。いらぬ処で私も有名になりました。

インターネットのyou tube　に私のスピーチをアップすると、たくさんの人が関心を持って見ていただくようになりました。とくに畑地区の被害状況を映した「巨大風車の下で」の動画では、数千回の検索数が示されています。

全国の風車建設計画地域では、他人事ではない、えらい公害が引き起こされている、との認識で懸命になって、風力発電阻止、風車反対と訴えています。

それは由良町でも、平成24年9月に、ジャネックスという風力会社が由良町役場の３階で事業説明した時、里地区や阿戸地区の住民100人ほどが猛反対して、事業中止となったことと同じです。もちろん、日高町側でも、反対運動があって、中止になりました。

なぜなのか、理由は、皆さんが知っているとおりであります。

風力発電の低周波被害には、規制する基準がありません。

私たち被害者には、被害の仕組み、メカニズムさえ分からなかったのです。

今も、被害にあって苦しみながらも、なぜ低周波が頭に響いて人を苦しめるのか、医学的に、そして音響学や振動学の理論的な理解をしている人は、本当に少ないと思います。

私は、汐見文隆医師や、京都大学名誉教授の小林芳正先生から、その理由を何度も繰り返し教えていただきました。

(今日は参考資料として、小林先生の『低周波被害とは何か』と題した論文を提出しています。これです。わりと分かりやすくまとめられています。小林先生は、35年ほど前になりますが、西名阪自動車道、香芝高架橋の低周波公害の訴訟で、汐見先生とともに活躍された振動学の第一人者であります。著名な学者です。)

さて、ヨーロッパやアメリカ、オーストラリアなどにもたくさんの被害報告があることは、今やインターネットニュースにより、誰でも、簡単に、手に取って確認できるようになっています。調査、研究論文も、たくさん出されています。

ためしにEPAWと検索してみてください。たくさんの国の言葉で、それぞれの被害が訴えられています。もちろんJapanの被害報告も紹介されています。Japanとは日本のことです。

European Platform Against Windfarms、ヨーロッパ風力発電所反対同盟です。結構強力な団体で、風力発電の犯した数々の惨劇が報告、紹介されています。Stopと訴えています。

この風力発電被害を否定することは、もはや誰にもできません。

「野郎自大」という古い故事にちなんだ言葉があります。

世界で、そして日本各地で、何が起こっているかも知らないで、「被害はない」、「聞いた事もない」として、風力発電による低周波被害を無視してきたことは、倫理感覚の貧しさ、道徳の欠如でしかないことを証明してきたと思います。

(野郎自大な無責任主義は、地域社会の恥であり、罪なことであったと思います。)

ぜひ一度、先ほど紹介した、「巨大風車の下で」の動画において、畑地区の被害者が必死になって訴えていますので見ていただければと思います。

そのような被害なんか関心はない、関係ないだろうと考えている人は、それこそ全国の風車建設反対運動の人々が、何を恐れているのか、さらに証明することになるのです。

(そんな町に、誰も住みたいとは思いませんのでね。普通はね。)

わずかばかりの電気のために、大自然の山々を削り取り、周辺に住む人々の10％程度に低周波被害を及ぼして、被害を隠ぺいし続ける。

何のために、こんなバカげた風力事業に苦しめられなければならないのか。

再生可能エネルギーとして、風力発電は必要なのか。そんなことがあるはずがありません。

この風力事業は倫理を踏まえているのか。是非、冷静に考えてみてください。被害があるから、全国的な問題になって、インターネットニュースを賑わしているのです。

風力発電は、太陽光発電と合わせても、全電気量の1％もないでしょう。2016年の経済白書にはそう書いてあります。こんなものが我が国の電気需要を支えているとは、誰も思っていないことでしょう。

由良町で起こった風力発電被害は、私利私欲で、道義のかけらもない信義を欠いた事の結末であったということです。

風力発電を建設する際に交わされた協定書には、第２条に「低周波・電磁波等により、地区住民に苦痛を与えないこと」と明記されています。

つまり。風車を建設するときには、風力発電には低周波被害があることは分かっていたし、実際に、1.000kw、16基を建設した時には、数軒の被害者宅には被害補償をしていました。

被害が出ることは分かっていたのです。

人間の心がけとして、あまりに野蛮であったと思いませんか。社会常識や通念に反しているとは気がつきませんか。

低周波測定機で測定すれば、人の耳には聞こえない周波数1Hz、2Hz周辺に、特異なピークを持つ被害成分があることは明らかにされています。これまで由良町議会に対して、何度も提出しています。

実は、こんな被害の根拠はなくとも、地域住民が、頭が痛い、目まいがする、しんどくてたまらない、といった風車病独特の被害を訴えた瞬間から、行政は救済のために行動するべきだったのです。

「私を苦しめるために、私をめがけて風車を回しているんや」と何度も、私にそう言って訴えてきた被害者がいました。

同じ苦しさを訴える言葉を、他の被害者からも何度も聞いてきました。(皆さん、もう亡くなっていますけどね。)

過ちとは、過ちと分かっていても改めないことだ、と四書にも書かれています。

由良町を取り囲む21基の風力発電を止めてください。全国の関係者が関心を寄せて注目しています。何よりも、風力発電の低周波で苦しんでいる人がたくさんいます。